# 令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、空き店舗への新規出店を促進し、空き店舗の解消を図るとともに、新たな来街動機の創出によってまちのにぎわいを取り戻し、もって、地域経済の発展に寄与するために、令和８年度予算及び令和９年度予算の範囲内において、弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市が指定する道路　別図に明示する道路をいう。

(2) 空き店舗　市が指定する道路に面した１階にある物件であって、次のア及びイに掲げる条件をいずれも満たすものをいう。

ア　１か月以上使用されていない物件（建築から一度も使用されたことがない物件の場合は、建築工事の完了日から起算して１年以上使用されていないもの）であること。

イ　市が指定する道路から直接出入りできる専用の独立した出入口を有する物件であること。

(3) 所有者　空き店舗について所有権を有する法人又は個人をいう。

(4) 出店者　空き店舗で事業活動を行う法人又は個人をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、空き店舗の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

(1) 令和６年度及び令和７年度において納付又は納入をすべき市税等を滞納し、又は納入していない者

(2) 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成２４年弘前市条例第４号。以下「条例」という。）第２条に規定する暴力団をいう。）

(3) 暴力団員（条例第５条第２項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団員と密接な関係を有するもの

(5) 前３号に掲げるもののいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者及び支配人をいう。）となっている法人

２　前項第１号の市税等とは、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合　申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税

(2) 申請者が個人である場合　申請者に課税されている市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(3) 申請者が特別徴収義務者である場合　納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、所有する空き店舗を、別表に定める業種（以下「対象業種」という。）を営む者に賃貸すること又は補助事業者自身が対象業種を営むことを目的として、改修工事（以下「改修工事」という。）を実施する事業とする。

２　一の補助事業は、一の空き店舗について行うものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、建物の躯体本体に係るもの及び躯体

本体に影響する設備等における工事請負費とする。ただし、特定の業種の用に供するための改修に係るもの、設計費、什器、備品購入費並びに消費税及び地方消費税を除く。

２　補助事業について、他の補助金等の交付を受ける場合、その対象となった経費については、本補助金の補助対象経費から除外する。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額（次条第２項第１２号に規定する工事見積書ごとの補助対象経費に係る額の合計額のうち、最も低い額が当該実支出額の合計額を下回る場合は、当該最も低い額とする。）に３分の２を乗じて得た額（当該得た額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は１，５００，０００円（当該空き店舗の営業に供される面積が５０平方メートル以上の場合にあっては、２，５００，０００円）のいずれか少ない額以内の額とする。

２　補助金の交付は、一の補助事業者につき、一回に限り行うものとする。

（交付申請）

第７条　規則第３条の補助金等交付申請書は、令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業計画書（様式第２号）
(2) 収支予算書（様式第３号）
(3) 資金計画書（様式第４号）
(4) 誓約書（様式第５号）
(5) 連帯保証書（様式第６号）
(6) 出店計画書（様式第７号）（補助事業者自身が事業活動を行う場合に限る。）
(7) 収支計画書（４か年分）（様式第８号）（補助事業者自身が事業活動を行う場合に限る。）
(8) 収支計算書（月別）（様式第９号）（補助事業者自身が事業活動を行う場合に限る。）
(9) 納税状況を証する書面（納税先が弘前市以外の場合に限る。）
(10) 資金計画の自己資金に係る金融機関の残高証明書等（提出日前２週間以内の日付のもの
(11) 資金計画の借入金に係る金融機関の融資証明書
(12) 工事見積書（適正価格を保つため、市内業者（市内に本店を有するものに限る。）３者以上から取得し、その全てを提出すること。）
(13) 工事図面
(14) 建物を所有していることを証する書類
(15) 会社概要（法人による申請の場合に限る。）
(16) 法人登記事項全部証明書（法人による申請の場合に限る。）
(17) 職務経歴書（様式第１０号）（個人による申請の場合に限る。）
(18) 住民票(個人による申請の場合に限る。)

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（連帯保証）

第８条　補助事業者は、第１５条の規定により返還が必要となった場合のため、当該返還債務についてあらかじめ連帯保証人を付すとともに、連帯保証人になろうとする者から、連帯保証書（様式第６号）を徴したうえ、前条第１項の書類と合わせてこれを市長に提出するものとする。

（交付の条件）

第９条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第１１号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第１２号）を市長に提出して、その承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
(4) 第７条第２項第１２号の工事見積書を作成した業者の中から工事施工業者を選定すること。
(5) 令和１０年３月３１日までに工事請負費の支払が完了し、かつ、出店者が決定していること。
(6) 当該店舗をはじめて賃貸するときは、直近の月額賃料（不明な場合は近隣相場を基に算出した賃料）から１割以上減額した賃料を設定すること。また、補助事業の完了の日から５年を経過する日までの期間に当該店舗の賃料を増額するときは、あらかじめ増額の内容及びその理由を記載した書面を市長に提出して、その承認を受けること。
(7) 補助事業者は、補助事業の完了の日から５年間のうち、当該店舗において営業を行う者がない期間は、当該店舗を対象業種に限定して貸し出すために、出店者を募集すること。
(8) 当該店舗において賃貸又は補助事業者自身による事業活動を行うときは、原則として１日のうち午前９時から午後９時までの間に３時間以上かつ１週間のうち５日以上営業させること又はすること。
(9) 補助事業者は、当該店舗が所在する区域において商店街振興組合又は任意の商店会等（以下「商店街振興組合等」という。）が組織されている場合にあっては、これに加盟するとともに、当該店舗を賃貸に供するときは、出店者に対し、当該商店街振興組合等への加盟を条件として付すこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
(10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「処分制限財産」という。）について、補助事業が完了した日から５年間は補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

（交付決定）

第１０条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第１３号）とする。

（申請の取下げ）

第１１条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して２０日を経過した日とする。

２　交付の申請の取下げは、令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金交付申請取下書（様式第１４号）を市長に提出して行うものとする。

（状況報告等）

第１２条　市長は必要あるときは、補助事業者に対し状況報告を求め、若しくは必要な書類の提出を命じ、又は職員をして随時、事業の状況等を検査させ、若しくは関係者の証言を求めることができる。

（実績報告）

第１３条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金完了（廃止）実績報告書（様式第１５号）とする。

２　前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
(1) 補助事業実績書（様式第１６号）
(2) 収支決算書（様式第１７号）
(3) 改修工事に係る請求書、領収証、受領証等支払を証明するものの写し
(4) 工事完了施工明細の分かるもの
(5) 工事請負契約書の写し

(6) 工事完了引渡書の写し
(7) 工事写真（着工前、施工中及び完了後の各々３、４枚程度。）
(8) 補助事業者及び出店者が商店街振興組合等に加盟した場合は、加盟したことがわかるものの写し
(9) 賃貸借契約書の写し（補助事業者自身が事業活動を行う場合を除く。）
(10) 出店者の営業許可証又は営業許可申請書の写し（許認可が不要な業種の場合は、営業実態を証する資料）

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の報告書の提出期限は、補助事業が完了し、かつ出店者が決定した日（第９条第２号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日又は令和１０年４月３０日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第１４条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第１８号）とする。

（補助金等の返還）

第１５条　補助事業者が第９条第７号に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗において出店者を募集していないことが判明した場合において、補助金の交付の決定を取り消したときの規則第１６条第２項の規定による当該補助金等の返還については、５年から当該店舗において出店者を募集をした期間及び当該店舗において営業を行う者があった期間を除いた期間分に相当する補助金の額を日割計算により算出し、期限を設けて、当該算出した額（以下「算出額」という。）の返還及び規則第１７条に定める加算金の支払いを補助事業者及び連帯保証人に請求するものとする。ただし、補助事業者本人の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

２　前項の規定により補助金の返還等の請求を受けた者は、算出額及び加算金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

３　補助事業者は、補助金の返還等を命じられ、これを納付日までに納付しなかったときは、規則第１８条に定める延滞金を市長が定める期限までに納付しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第１６条　補助事業者は、処分制限財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

２　規則第２０条ただし書の市長が定める期間は、実績報告の日から５年間とする。

３　規則第２０条第２号の市長が定めるものは、補助金により取得した設備等のうち取得価格が５００，０００円以上のものとする。

（補助金の請求等）

第１７条　補助金の請求は、令和８年度弘前市まちなか出店応援！空き店舗オーナー改修支援事業費補助金請求書（様式第１９号）を市長に提出して行うものとする。

２　補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して３０日以内に口座振込により交付する。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。